

〔麻薬取締部〕

主な業務

- 薬物犯罪の捜査
- 医療麻薬等の監督、指導
- 啓発活動・再乱用防止活動



薬物関連5法

- ◇ 麻薬及び向精神薬取締法
- ◇ あへん法
- ◇ 大麻取締法
- ◇ 覚せい剤取締法
- ◇ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(麻薬特例法)

医薬品医療機器等法

- ◇ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)(指定薬物に係る部分に限る。)

● 薬物犯罪の捜査

☆ 特別司法警察職員として、覚醒剤・麻薬等の薬物犯罪に関する捜査・情報収集活動の実施



● 医療麻薬等の監督、指導

- ☆ 医療用麻薬や向精神薬の流通経路監視
- ☆ 定期的に病院、薬局、製薬会社等に対する立入検査を実施
- ☆ 正規流通経路からの横流しや不正使用を防止するための指導、助言等の実施

● 啓発活動・再乱用防止活動

- ☆ 薬物乱用者の家族や友人からの相談、一般市民からの通報の受理とその対応
- ☆ 学校での薬物乱用防止教室や関係機関での講演等の薬物乱用防止啓発活動の実施



薬物相談電話

087-823-8800